

能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例に係るFAQ

各内容について、詳しくは、新特例に係る雇用調整助成金のガイドブックを参照してください。
【URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001357239.pdf>】

令和 6 12月17日時点

設問番号	設問	回答
01-01	能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例(以下、新特例という)はどのような制度でしょうか。	地震と豪雨双方の被害を受けた能登地域においては、令和6年能登半島地震から1年も経たずに激甚災害となる豪雨災害が重なるという極めて特異な被災状況に直面し、半島という地理的制約下にあって、かつ、高齢化が著しく進む過疎地域という、企業の雇用維持と地域の人材確保の両立が極めて困難な事情・特殊性に鑑み、在籍型出向への円滑な移行が確保できる期間を考慮し、令和7年の1年間限りとして、これまでの地震特例と同様の休業支援の新たな特例を雇用調整助成金において設けました。 (※)産業雇用安定助成金において、在籍型出向等の支援のため新たな特例を実施しています。以下URLから御確認ください。 【産雇金URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/sankosaigai.html】
01-02	新特例の対象となるのはどのような事業所でしょうか。	令和6年能登半島地震及び豪雨に伴う経済上の理由により事業活動を縮小し、かつ在籍型出向の推進に取り組む、ハローワーク七尾又はハローワーク輪島管内(※1)の事業所であって、以下のa、bいずれかに該当している場合に助成対象となり得ます。 a.能登半島地震特例を受給(※2)した事業所であり、地震及び豪雨に伴う経済上の理由により休業等を引き続き余儀なくされている。 b.能登半島地震特例を受給していない事業所だが、令和6年9月20日以降の豪雨に伴う経済上の理由により休業等を実施して雇用調整助成金を受給(※2)しており、引き続き地震及び豪雨に伴う経済上の理由により休業等を余儀なくされている。 (※1)石川県七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町 (※2)受給時にハローワーク七尾又はハローワーク輪島管内に所在していた事業所であることが必要です。 よって、以下のとおりとなりますのでご注意ください。 ・ハローワーク七尾・輪島管外で能登半島地震特例を利用し、新特例開始時にハローワーク七尾・輪島管内に移転してきた場合は新特例の対象にはなりません。 ・ハローワーク七尾・輪島管内で能登半島地震特例を利用し、新特例開始時にハローワーク七尾・輪島管外に移転している場合は新特例の対象にはなりません。なお、対象期間の途中でハローワーク七尾・輪島管外に移転した場合、その前日までに実施した雇用調整を助成対象とします。
01-03	新特例の内容を教えてください。	新特例の内容は以下のとおりです。 ・通常は「最近3か月」の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少している必要があるところ、生産指標の確認期間を「最近1か月」に要件緩和を行い、比較月についても柔軟に対応できるよう措置しています。 なお、令和6年能登半島地震後に事業所を設置した場合は新特例の対象にはなりません。 ・通常は雇用指標(雇用保険被保険者数及び当該事業所で受け入れている派遣労働者による雇用量を示す指標)の最近3か月の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上(中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上)増加していないことが必要であるところ、当該雇用量要件を撤廃しています。 ・通常は過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主は、前回の対象期間内の最後の判定基礎期間末日もしくは支給対象期末日(いずれか遅い日)の翌日から起算して1年を超えている必要がある(クーリング要件)ところ、当該クーリング要件を撤廃しています。 ・通常は当該対象期間の初日から起算して過去3年以内に開始された対象期間内の支給日数の上限は150日であるところ、この150日には当該特例による支給日数はカウントしません。さらに、対象期間内の支給上限日数を通常100日から300日(令和7年内に限る)に延長します。 ・休業、教育訓練を実施した場合の助成率について、通常1/2(中小企業2/3)を2/3(中小企業4/5)に引き上げています。 ・休業規模要件の緩和(通常、判定基礎期間における休業等の延日数が所定労働延日数の1/20(大企業の場合は1/15)以上となることが必要であるところ、1/40(大企業の場合は1/30)以上となれば可とする)を実施しています。 ・通常は雇用保険被保険者期間が6か月以上ある労働者を休業等させた場合に助成対象となるところ、被保険者期間が6か月未満であっても助成対象とする要件緩和を行っています。 ・判定基礎期間内に休業等を行った対象労働者が「所定外労働等」を行っていた場合、対象労働者の「所定外労働等」の時間相当分を助成額から差し引く残業相殺を行います。この残業相殺の取扱を撤廃しています。

能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例に係るFAQ

各内容について、詳しくは、**新特例に係る雇用調整助成金のガイドブックを参照してください。**
【URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001357239.pdf>】

令和 6 12月17日時点

設問番号	設問	回答
01-04	これまで現行の地震特例の雇用調整助成金を受給してきました。 ハローワーク七尾又は輪島管内の事業所の場合、今後は、新特例の利用に切り替えることになるのでしょうか。	地震及び豪雨に伴う経済上の理由により休業等を引き続き余儀なくされている場合で、新特例を利用することを希望する場合は、令和7年1月以降の休業等については、新特例に切り替えて手続きを行う必要があります。
01-05	これまで現行の地震特例の雇用調整助成金を受給していました。 ハローワーク七尾・輪島管外の事業所である場合、現行の地震特例は引き続き受給可能でしょうか。	新特例の施行に伴い現行の地震特例が廃止されるわけではないため、現行の地震特例における当初の対象期間について引き続き利用可能です。
01-06	これまで現行の地震特例の雇用調整助成金を受給していませんが、豪雨に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を受給してきました。今後は、新特例の利用に切り替えることになるのでしょうか。	地震及び豪雨に伴う経済上の理由により休業等を引き続き余儀なくされている場合で、新特例を利用することを希望する場合は、令和7年1月以降の休業等については、新特例に切り替えて手続きを行う必要があります。
01-07	雇用保険の適用事業所がハローワーク七尾及びハローワーク輪島管内に無い場合、新特例は利用できないのでしょうか。	雇用保険の適用事業所がハローワーク七尾又はハローワーク輪島管内に無い場合であっても、ハローワーク七尾又はハローワーク輪島管内の事業所について新特例の利用は可能です。 (例)東京都本社(雇用保険適用事業所)、石川県七尾市支店(非該当承認施設) ⇒七尾市支店について新特例の利用が可能です。なお、申請先は雇用保険適用事業所の管轄局である東京労働局となります。
01-08	新特例のことを知りませんでした。 今から届出を提出しても間に合いますでしょうか。	新特例の利用に係る計画届の提出も事前提出が必要となります。 ただし、新特例に係る今回の周知期間等も鑑み、新特例に係る計画届に限り、令和7年3月末まで、事後提出を可能としています。
01-09	地震や豪雨の影響により建物に直接被害があった場合は対象になりますか。	直接的な損壊があったとしても、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害などの「経済上の理由」による場合は支給対象となります。
01-10	従業員であれば誰でも休業させれば受給が可能でしょうか。 また、休日に従業員が自主的に出社している場合、この日も助成対象となりますか。	通常は、休業日に自主的な出社をした従業員の休業については、実態として休業しているものと認めることは困難であることから助成対象となりませんが、事業所が被災しており復旧作業を行った場合等、一定の条件を満たす場合には助成対象となることがあります。当該事案がある場合には、既に支給申請、支給決定後であっても、申請先の労働局又はハローワークにご相談ください。
01-11	もっと詳しい内容を聞きたいのですが、どこに聞けばよいでしょうか。	雇用調整助成金は、各都道府県労働局で手続きを行っていますので、最寄りのハローワーク又は労働局にご相談ください。 また、新特例の詳しい内容は雇用調整助成金のガイドブックに記載しています。
01-12	オンラインで申請できますか。	「雇用関係助成金ポータル」(https://www.esop.mhlw.go.jp/)によりオンラインで申請することができます。 なお、申請にはGビズIDが必要です。申請にあたっては専用のマニュアルを確認してください。